

平成29年度第2回岡山県消費生活懇談会 議事概要

1 開催概要

(1) 日時

平成30年2月20日（火）13時30分から15時30分まで

(2) 場所

ホテルメルパルク岡山 光琳（こうりん）の間（岡山市北区桑田町1-13）

(3) 出席者

ア 消費者委員

太田直代委員、榊誠司委員、中園麻由美委員、三船徹二委員

イ 生産・流通関係者委員

北川貞子委員、吉田公子委員

ウ 学識経験者委員

井上建吾委員、佐藤豊信委員、佐藤洋子委員（副会長）、鳥越良光委員（会長）、藤田研二委員

エ 教育関係者委員

河野弘道委員、近藤百合恵委員

オ 事務局（岡山県）

松尾茂樹県民生活部長、森脇啓治くらし安全安心課長、佐藤正明消費生活センター所長 ほか

2 開会

(1) 岡山県県民生活部 松尾部長 あいさつ

- ・ 今年になって、晴着の販売・レンタル業者のハレノヒや、本県にも営業所を持つジャパンライフなどがニュースになっているが、県政の基本目標である「生き生き岡山の実現」のためには、県民にこうした被害にあうことなく、安全で安心に暮らしていただくことが重要だ。
- ・ 市町村の取組では、1月4日に瀬戸内市に消費生活センターが設置され、センターを設置する市は、10市となった。
- ・ 国の国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結びパイオネットに接続する市町も16市町になるなど、市町村の消費者行政推進体制も少しずつ進んでいる。
- ・ 今後の施策に生かしてまいりたいので、忌憚のない意見を賜りたい。

(2) 事務局報告（懇談会開催要件等）

- ・ 20名中13名の委員の参加を頂いており、懇談会規則第6条第3項に規定する開催要件を満たしており、この会は有効に成立している。
- ・ 本会議は「岡山県消費生活懇談会の公開に関する方針」に基づき公開するが、本日は傍聴者はいない。
- ・ 本日の議事概要については、委員の確認を頂いた後、県ホームページで公開する。

3 議題

(1) 議題1 改正特定商取引法について

会 長	事務局から説明を受けた後、御意見を頂きたい。円滑な進行に御協力願いたい。それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	<p>【資料1及び資料2により説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法の内容及び改正の背景を説明 ・ 改正の内容として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 行政規制の新設及び民事ルール ② 法執行力の強化 <p>の二点について、説明</p>
会 長	何か御意見はないか。
委 員	<p>改正の内容について2点伺いたい。</p> <p>① 7ページの「アポイントセールスの誘引方法の追加等」についてSNSが追加されたことはよいが、現状では、若者はホームページや電子広告の利用が多い。電子広告などを含めた電子媒体としないで、SNSに限定した理由は何か。</p> <p>② 14ページの「美容医療契約の特定継続役務提供への追加」について、規制の対象が五つに限定され、施術方法も限定されている。今の相談内容では、もっと幅広く美容医療の問題があると思うが、内容を五つに限定したり、施術方法をここまで限定することについて、理由はあるか。</p>
会 長	事務局で答えられる範囲で回答してほしい。
事 務 局	<p>① 7ページのSNSについては、訪問販売のキャッチセールスにおいて（特定の者を呼び出す）アポイントメントの誘引方法としてSNSを利用することを追加したもので、ホームページ等で（不特定の者へ出した）広告を見て、消費者の方から連絡（注文）するものについては、通信販売の方で規制することになる。</p> <p>② 14ページの美容医療の追加については、法律なので、国の方で調整をした結果と思うが、レーザー脱毛などは医療機関もエステ等でも行っており、特に被害の多いものを選んだものと思う。</p>

(2) 議題2 改正食品表示法について

事 務 局	<p>【資料3により説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは、生鮮食品に近いと認識される22食品群と4品目のみ産地表示されていた。 ・ 改正により、すべての加工食品について原材料の産地表示が義務づけられた。（平成29年9月1日から順次、平成34年3月31日までは猶予期間）
-------	--

会 長	何か御意見はないか。
委 員	細かくなっている。ここまで細かいものが必要なのか。企業にとっても分析や表示にコストがかかって、結局は、消費者の負担になる。神経質にやり過ぎなのではないか。ここまで細かく表示させるメリットは何か。
事 務 局	消費者庁が平成24年度から専門部会を立ち上げて、いろいろな団体と検討した結果、あらゆる加工食品に表示する方向になったと聞いている。
委 員	安全性についてだが、アメリカ産が何%、国産何%という表示で、安全性が分かるのか。アメリカ産であろうが、国産であろうが、買った材料が安全かどうかは消費者にとって大きな問題であって、遺伝子チェックとか、残留農薬とかの情報の方が意味がある。 消費者庁は、改正により消費者にとってどんなメリットがあるのかを説明する義務がある。そうした説明はあるのか。
事 務 局	国が、消費者や事業者の意見を集約して決めたと聞いている。 どちらかという消費者の方から「選択の基準として産地表示をしてほしい。」という要望が強く、事業者のコストの面もあるので、折り合いをつけたと聞いている。コストを抑える面からも平成34年3月31日までの猶予期間も設けたと聞いている。
委 員	細分化されすぎていて、私が制度改正についての説明文を書こうとしても、内容として前向きに捉えるような説明にならない。 消費者から見ると、細かすぎるとか、表示の字が小さくて読めないとか、書いてる意味が分からないという声になると予測できる。改正により消費者にどんなメリットがあるのか。
会 長	背景がある訳だから、要望がどこから来ているとか、要望の主旨が分からないと改正の意味があるのかが分からない。
委 員	新しい表示を消費者が利用するときここがポイントですよというのを教えてほしい。
事 務 局	今まで原産地の情報が全く提供されていなかった。消費者の方がその産地を見て商品が選べるというのがメリットだ。 メーカーや販売者の事業者のメリットは、「商品についてここまで書いてくれているのか、商品を選ぶ際の判断の材料になるな。」と消費者から評価されることだ。 消費者庁としても、このパンフも作っているし、1月以降全国10カ所で事業者向けのセミナーを開いている。
委 員	原産地の情報が重要であれば、例えば、アメリカ産の豚肉であれば

	<p>安全性づくりでどうしているのか、残留農薬とかきちんと調べて餌をやっているとか、飼育場の衛生基準が日本の方が高いとか、病気になったときにどんな薬を使っているとか、こういう情報も消費者庁のホームページで確認できるのであれば、こういう安全な国産が50%使われているのか、と判断できると思うが、そうでないと消費者のためにならない。</p>
会 長	<p>こういう声を中央の会議で国に伝えて、反映していただきたい。</p>
事 務 局	<p>国の部会で、消費者団体の人と業界団体の方で意見を闘わせて「コストがかかりますよ。」「それでも産地の表示を入れてほしい。」その辺りの議論を十分に交わした上のもっている。こういった議論がされたかが今説明できてなく、申し訳ないが、パブリックコメントも行われている。消費者団体も口に入るものなので、産地がわかれば、「どこの国、農場で残留農薬の話が出た。」「問題があった。」など消費者も知りながら、買いたいという意見だったと思う。詳しくは調べた上で回答したい。</p>
会 長	<p>どの程度の安全性が確保されているのかという証拠、表示の担保がないと、表示したことがかえってマイナスになることがある。アメリカ産だから大丈夫なのか。日本の基準とアメリカの基準は違うので、アメリカの基準が日本よりいいのか、悪いのか、が分かって初めて、アメリカにしようとなるわけで、裏付けのあった上での法改正になる。裏付けを出していただければと思う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【国の検討会での検討結果】（県が後日調査した結果）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者調査では、加工食品を購入する際、原料原産地名を参考にしている消費者は約77%（注1）に上ることから原料原産地表示は、消費者にとって商品選択をする際の重要な情報とされている。（出典：第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1） 2 消費者は表示による情報を信頼して食品を選択しており、消費者の自主的かつ合理的な選択のため、表示を拡大して情報を開示すべき。（出典：第5回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料5） 3 食の安全性の確保は、原料原産地表示制度と別の枠組み（注2）で担保すべき。（出典：第5回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料5） <p>注1：27年度調査の「いつも参考にしてている。38.2%」、「ときどき参考にしてている。38.6%」の計76.8%。同調査の別の問いでは、その理由について「原料が国産のものを選みたい。65.4%」、「原料が特定の国のものを選みたい又は選びたくない。39.0%」となっている。）</p> <p>注2：食品衛生法やJAS法に基づく遺伝子組み換え食品の表示義務づけや品質表示基準などと思われる。</p> </div>

委員	懇談会の参加は2回目なので、確認するが、懇談会は知事に意見を具申するということ、出口としてはあるわけか。今回のような報告についてはどうなるのか。
事務局	こうした制度改正などについても、委員から消費者にとってどうなのかなど、ポイントを伺いながら、啓発等を行いたい。
委員	消費者の立場から、今までは、野菜や果物は生産地が表示されていたのはわかっていたが、加工食品は、表示されてなかったのが、これからは表示されるということで、どこの国が良い悪いではないが、選択肢として選べるので、原材料の産地表示がされることは望ましい。 しかし、なぜ、日本という表示ではなく、国産と表示されるのか、を疑問に思った。

(3) 議題3 県消費者教育推進計画に係る対応について

事務局	<p>【資料4により説明】（資料5を添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の県消費者教育推進計画（計画期間：H26～H30年度）の計画期間が平成30年度までとなっており、今後の対応の方向性を出すために、ご意見をいただきたい。 ・ 方針（案）の検討でポイントに置いたのは、次の点である。 <ul style="list-style-type: none"> ○現状では、消費者施策・消費者教育に関する県計画として、消費生活基本計画と消費者教育推進計画の二つがあり、これらの計画期間が異なっていること ○県の消費者教育推進計画が踏まえるべきとされている国の消費者教育に関する基本的な方針が、近く変更になること ○消費者教育を含む消費者施策全体を総合的に進めて行く必要があるということ ・ これらを踏まえて考えた方針（案）が、次のものである。 <ul style="list-style-type: none"> ○変更後の国の基本方針を踏まえながら、消費者教育推進計画を消費生活基本計画に統合して、一体の計画とする。 ○手続き的には、現行の消費生活基本計画を変更して、消費者教育推進計画としての位置付けも持つものとする。（計画期間は、現行の消費生活基本計画の「H32年度まで」） ・ 今後、消費者教育を、一層効果的に進めていくためには、施策の拠り所となる二つの計画を統合し、一体で分かりやすいものにするのが適当と考えた。 ・ 今後、資料「3（3）計画変更に係る検討の方向性（案）」の4点に留意しながら検討を進めていきたいと考えている。 ・ 来年度の懇談会では、7月頃に骨格の審議、秋頃に素案の審議、冬頃に最終案の審議をお願いしたいと考えている。
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> 今回は、この方針でよいかどうか。また、この方針でいくとした場合の留意すべき事項等について、ご意見を伺いたい。
会 長	<p>今回、対象としては、どの年齢層に重点を置いているのか。消費者教育の中でも学校教育なのか、社会教育なのか、家庭教育なのか。それとも、こうした点を含め、ゼロベースで意見を聞きたいということなのか。</p>
事 務 局	<p>今の社会状況からは、高齢者と成年年齢引下げということでの若年層への取組は特に重要と認識はしているが、消費者教育推進計画は、すべてのライフステージを対象としており、本日は、ゼロベースでご意見を伺いたい。</p>
委 員	<p>消費者教育としては、お年寄りに対する教育と若い人に対する教育が重要と考えている。長い目を見た場合には、若年者に対する教育がより重要だが、今の学校教育の中では、しっかりした枠組みがないのが実状だ。</p> <p>小中高だと、本格的にやるのはなかなか難しい面もあると思うが、大学生への教育としては、教養教育の中でしっかりと位置付けて取組んでもらえるようにするべきだ。複利計算もおぼつかない学生が多くいる現状は、非常に危うい。</p> <p>こうした面で、何か先進的な取組を考えて、全国に発信していただくといいのではないか。</p> <p>高齢者の方はとても難しいが、地域のコミュニティの中での人間関係をどううまく機能させていけるかに尽きるのではないか。地域での見守りとか、隣が困っていたら相談に乗ってあげるとか、そうしたコミュニケーションのネットワークづくりを、消費者行政だけでなく他の部署とも連携して、検討していただく必要があるのではないか。</p>
会 長	<p>こうした点も含め、計画を検討してほしい。</p>
委 員	<p>消費者教育推進計画を消費生活基本計画に統合するのが平成33年度からということであれば、その前に31年度と32年度の計画が必要になるということか。</p>
事 務 局	<p>平成31年度からの段階で、消費生活基本計画の中で、消費者教育について、よりしっかりと位置付けを行った上で、それを消費者教育推進計画でもあるというかたちで統合したいというのが方針案である。</p>
委 員	<p>消費者教育推進計画の策定の趣旨として「自ら考え行動する自立した消費者の育成」とあるが、学校教育の中で消費者教育に取り組む際に、この「自らが考え行動する自立した消費者」とはどんな者で、どんな姿なのか、具体的にイメージできるようにしてほしい。</p> <p>また、消費者教育については、消費行動に伴う被害を防ぐことがメ</p>

	<p>インだと思うが、それとともに、加害者になることを防ぐということも大切だと思う。そうした加害者を減らすための道徳的な教育なども必要だと感じている。</p> <p>高齢者については口コミということが一番強いので、コミュニティの中で話し相手を増やすということが必要だと感じている。</p>
委 員	<p>今回の消費者教育推進計画を消費生活基本計画に統合することについては、賛成する。</p> <p>その際、先ほど説明があったとおり、消費者教育と他の消費者施策との関連・連携を意識して進めていただきたい。</p> <p>成年年齢が20歳から18歳に引下げになった場合、高校教育の中で、消費者教育をどれだけ機能させることができるかがポイントとなる。</p> <p>消費者庁の施策として、徳島県の高校が、新しいテキストを使って、県単位で実験的に消費者教育に取り組んでいるということもあるので、岡山県でも高校教育の場で、しっかりと消費者教育に取り組んでいただくよう要望したい。</p>
委 員	<p>ファイナンシャルプランナーとして、小学生から高齢者までを対象に、お金に関する生活設計のセミナーを行っている。そうした中で、小学校で修学旅行に行く前に、お小遣い帳をつけることを学んでもらうことも多く、子供たちはそのときは一生懸命に取り組んでくれるが、このことが、親御さんの理解不足のために、その後、家庭で生かされにくい状況がある。こうしたことから、PTAなどの活動の中で、子供と親御さんがセットで学べるような機会ができればいいのではないかと思う。</p>
会 長	<p>いろいろと貴重な意見をお聞きできたので、計画の検討の中で生かしてほしい。</p> <p>以上で、議題が終わったので、これで会を終わりたい。</p>

4 閉会（事務局）

- 本日の議事は以上である。

また、皆さんの委員任期は30年4月末までであり、5月に新たに委員就任を頂くこととなる。あらためて、推薦を頂く団体などに対して、手続きを進めさせていただくので、よろしく願います。

なお、県の指針で委員任期は10年までとなっており、10年間にわたり委員をお願いし、うち、8年間は会長を務めていただいた鳥越会長には、この会が最後となる。厚くお礼申し上げます。

本日は、長時間にわたりご意見を頂戴し、ありがたい。